

<知 事 訓 示>

- 先ほど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、本県に対してまん延防止等重点措置の公示が行われました。
- これを踏まえ、さいたま市と川口市の県民と事業者の皆様には、より強い協力を要請することを決定いたしました。
- 職員の皆さんにおかれましては、県民の命を守る正念場であるとの認識の上で、一層の努力のお願いを申し上げるとともに、お一人お一人の職員が自らを律するようお願いをいたします。
- 引き続き県庁一丸となり、しっかりと取り組んでいただけるようお願いをいたします。